

林業の振興に関する要望

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進について

- (1) 森林の持つ国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 森林整備保全事業計画の推進に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な事業量を確保すること。
また、森林再生に向けた財政措置を講じること。
- (4) 公共施設における国産材の利用を推進するための支援措置の拡充を図るとともに、住宅分野における国産材の利用拡大に向けた支援措置を講じること。
- (5) 公有林野等官行造林の契約解除に伴う大規模伐採に当たっては、地元自治体の意見を踏まえ適切な処理をすること。
- (6) 未利用国有地である山林の恒久的な保全措置を講じること。

2. 農薬の空中散布による健康被害を防止するため、スミチオンに代わる新たな薬剤を早急に開発すること。また、松くい虫の被害を受けない抵抗性マツの研究を推進するとともに、植栽に必要な供給量を確保するなど、総合的な松くい虫対策を進めること。

3. 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の拡充を行うこと。

また、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害対策を推進すること。

なお、鳥獣害防止総合対策事業を進めるに当たり、経費の一部負担や維持管理作業など農家の負担が大きいため、事業量が平準化するように実施期間を延長すること。